

山形市一般廃棄物処理基本計画（2023年3月策定）素案【概要版】

第1・2章 基本的事項・地域の概要

【計画策定の背景と目的】

・現計画が中間年度を迎えることから、市民・事業者・行政が連携してごみの減量とリサイクル及び廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指すことを目的に策定します。

【計画の対象】

・一般廃棄物の「ごみ」及び「生活排水」とします。

【計画の期間】

・令和5年度から令和14年度までとします。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題（P13～30）

(1) 現計画の進捗状況

	H28 現計画策定時の現状値	H30	R3	R4 中間目標	R9 目標
市民1人1日あたりの 家庭系ごみの量（g/人・日）	565	558 (560)	575 (552)	— (550)	— (536)
事業系ごみの排出量 （t/年）	24,498	24,622 (23,800)	21,136 (22,700)	— (22,500)	— (20,500)
山形市 リサイクル指標(%)	24.1	25.1 (24.6)	25.2 (26.5)	— (27.0)	— (29.0)
最終処分量（t/年）	10,617	5,503 (6,093)	3,911 (4,706)	— (4,550)	— (4,090)

※()は、現計画策定時の計画値

(2) ごみ処理の課題

①増加した家庭系ごみの量の削減

家庭系ごみのうち、生ごみは減少傾向にあるが、粗大ごみは過去10年間で増加しています。そのため、発生抑制や排出抑制の施策を行っていく必要があります。

②適正排出(分別)の徹底

集積所へ出されたごみのうち、ごみ出し違反シール対応件数が増加しており、中でも、スプレー缶やカセットボンベ、充電池内蔵家電等が混入してしまうと、車両や処理施設の火災の原因となります。そのため、排出方法の啓発と更なる分別の徹底を図る必要があります。

③事業系ごみに含まれる削減可能ごみの削減

もやせるごみとして排出されている削減可能ごみが増加傾向にあることから、分別を徹底する必要があります。

④資源物の分別徹底

紙類や食品トレー、布類といった削減が可能なごみについても、一部がもやせるごみとして排出されています。これらの削減可能ごみをもやせるごみから取り除き、リサイクル可能ごみとして店頭回収等へ促す取り組みを継続する必要があります。

⑤最終処分量の削減

最終処分場の限りある埋立容量を最大限活用し、長期運用を図っていくため、更なる最終処分量の削減と、第二期整備事業による最終処分場の埋立容量の増加を図る

第3章 ごみ処理基本計画

第2節 基本方針及び個別方針（P31）

【基本方針1 みんなでつくる循環型の暮らし】

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力してごみの発生・排出抑制や循環資源の有効利用に取り組みます。

【基本方針2 循環型ごみ処理の推進】

収集運搬、中間処理、最終処分各段階で、適正な処理・処分の安定的な実施を図り、廃棄物処理時に発生する資源・エネルギーの有効活用を推進し、循環型社会の形成に資するごみ処理を推進します。

第3節 施策及び目標（P32～48）

【個別方針1 発生抑制・排出抑制】

施策1 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

(1)ごみを出さないライフスタイルの定着

・家庭系ごみの3R(リデュース、リユース、リサイクル)を市民団体と連携し普及・啓発をします。
・フリマアプリやリサイクルショップを活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡し、再利用する仕組みを推進することで、リユースに繋がります。【新規】
・粗大ごみで、まだ使うことができるものは、回収業者等へ引き渡すことで、リユースを推進します。
・食品ロスの削減を目的とした「30・10運動～家庭編～」の取り組みを行います。

施策2 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

(1)指導徹底と減量意識の向上

・事業系ごみの3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を行います。
・食品ロスの削減を目的とした「30・10運動～宴会編～」の取り組みを行います。
・Eコマースの活用等に関する情報提供を行い、規格外で廃棄される食品等の削減を推進します。【新規】

(2)手数料の適正化

・山形広域環境事務組合とともに、中間処理施設への直接搬入の適切な料金設定を検討します。

施策3 環境教育、意識啓発の実施

(1)環境教育の推進

・ライフステージに応じた環境学習の機会の提供に努めます。
・消費者教育等の教育プログラムを活用し、循環型社会に関する環境教育を推進します。【新規】

(2)多様な機会・媒体による啓発

・出前講座、市報、SNS等を活用し、本市のごみの現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。
・「ごみ減量・もったいないねっつ山形」と連携し、市民へのごみに対する意識啓発を行い、ごみ減量とリサイクルの取り組みを推進します。

【個別方針2 循環資源の有効利用】

施策4 家庭系ごみのリサイクルの推進

(1)資源物の分別徹底

・意識啓発や広報活動を強化し、資源物の更なる分別徹底に努めます。

(2)多様なリサイクルルートへの活用促進

・再生可能な紙類、食品トレー等の資源物の削減のため、スーパー等での店頭回収の利用を促進します。
・町内会、子供会等が実施する集団資源回収への支援を行います。
・「山形市小型家電リサイクル事業(こでん里帰りプロジェクト)」により資源回収に努めます。
・リサイクルショップ等の情報を掲載したマップ等を活用し、周知することで、リユースの推進を図ります。

施策5 事業系ごみのリサイクルの推進

(1)リサイクルの推進に向けた啓発誘導

・「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」を活用し、再資源化への意識向上を図ります。
・「お古紙ください協議会」と連携し、古紙回収システムを紹介します。
・「グリーン購入」を本市が積極的に実践していくとともに、事業所に対して情報発信を行います。

【個別方針3 適正処理の推進】

施策6 適正排出

(1)分別区分

・10分別を継続します。

(2)適正排出

・充電池内蔵家電の分別について、市報やホームページ等での周知を行います。
・ごみ分別大百科のホームページでの閲覧や、SNS等の電子媒体利用を促し、デジタル化の推進による市民の利便性向上を図ります。【新規】

(3)不法投棄の防止

・パトロールの実施等により、不法投棄の未然防止や監視・指導体制の強化に取り組みます。

施策7 適正な収集・運搬

(1)安全かつ効率的な収集・運搬

・ごみ集積所までの排出が困難な方に対する戸別収集、ごみ出し支援事業を実施します。

(2)ごみ集積所の管理徹底

・清潔で安全かつ適正なごみ集積所となるよう、町内会等との連携・協力により排出環境づくりを進めます。
・ごみ出しルールの徹底のため、市報やホームページ等を活用し、周知や啓発を行います。

施策8 適正な中間処理・最終処分

(1)安全かつ適正な中間処理の継続

・山形広域環境事務組合と連携し、施設の維持管理に努めます。

(2)安定した最終処分の継続

・ごみの排出抑制、資源化に努め、最終処分量の低減化を図ります。

(3)災害廃棄物処理計画の見直し

・山形市災害廃棄物処理計画を随時見直します。

【個別方針4 資源循環に配慮したごみ処理の推進】

施策9 ごみから資源、エネルギーの回収

(1)ごみ処理副産物の有効利用

・ごみ処理副産物の有効活用を行います。

(2)ごみ焼却施設の余熱利用の推進

・ごみ焼却の廃熱を発電やロードヒーティングへ活用します。

施策10 プラスチック資源循環の推進【新規】

(1)プラスチック資源化の検討

・マテリアルリサイクルへの転換に向け、調査・研究を行います。
・食品用プラスチック容器のうち、食品トレーについては、店頭回収等の利用を促し、マテリアルリサイクルを推進します。
・バイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入について調査・研究します。

【目標値】

	R3	R9 中間目標	R14 目標
市民1人1日あたりの 家庭系ごみの排出量（g/人・日）	575	556	537
事業系ごみの排出量 （t/年）	21,136	19,500	18,000
山形市 リサイクル指標(%)	25.2	26.6	28.0
最終処分量（t/年）	3,911	3,650	3,400

分別区分
もやせるごみ
プラスチック類
雑貨品・小型家電類
ビン・カン
ペットボトル
古紙類
水銀含有ごみ
ふとん類
埋立ごみ
粗大ごみ

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題 (P49~56)

(1) 現計画の進捗状況

	H28 (現計画策定時の現状値)	H30 (93.0)	R3 (93.9)	R4 中間目標 (94.2)	R9 目標 (95.4)
生活排水処理率 (%)	92.4	93.3	94.5	—	—

※()は、現計画策定時の計画値

現計画初年度の平成30年度に93.3%、令和3年度は94.5%へ向上し、中間目標年度である令和4年度の94.2%を上回っています。

(2) 生活排水処理の課題

- 生活雑排水の未処理放流の削減
令和3年度の生活排水処理率は94.5%に達しているが、残る5.5%の単独処理浄化槽世帯等からの生活雑排水が水質汚濁の原因となるため、生活排水処理施設への接続推進が必要です。
- 生活雑排水による処理施設への負荷の低減
調理くずや油などを下水道等に流すと、処理施設に負荷がかかり、水質汚染につながるため、適正な排水を心掛ける必要があります。
- 合併処理浄化槽の管理の徹底
法定検査など、合併浄化槽の適切な維持管理を徹底する必要があります。

第2節 基本方針及び個別方針 (P57)

【基本方針 水環境の保全と公衆衛生の確

公共用水域への汚濁物質の流入防止を図るため、生活排水の適正処理を継続し、健全な水環境の確保を目指します。

個別方針1 生活排水処理率の向上

個別方針2 汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理

第3節 施策及び目標 (P58~61)

【個別方針1 生活排水処理率の向

施策1 生活排水処理施設への接続の促進

- 公共下水道への接続の促進
下水道処理区域内における未接続者に対し、下水道普及相談員による利用促進に向けた訪宅やパンフレット配布等の普及活動を行うことで、接続の促進に努めます。また、公共下水道への接続工事を行う世帯への支援制度の活用により、接続を促進します。
近年マンション等において設置がみられるディスポーザの接続について、状況を踏まえながら、対応を検討します。
- 農業集落排水処理施設への接続の促進
農業集落排水処理区域内における未接続者に対し、ホームページや施設設置地域の地区団体への広報等を通して、接続の促進に努めます。
- 合併処理浄化槽への転換の促進
公共下水道及び農業集落排水処理施設区域外の地域では、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、個別訪問や市報、ホームページを活用した啓発活動により促進します。
また、転換にあたっての経済的支援を行い、住民負担の軽減を図ります。

(4) 生活排水の適正処理についての周知

各生活排水処理施設は、多量の油や調理くず等が排水された場合、過度な負荷がかかり適正な処理ができなくなる場合があります。このことも水質汚濁の原因となるため、適正な使用について市報やホームページで周知します。
浄化槽管理者へは、適正な維持管理(清掃・保守点検・法定検査)について、各媒体を利用して啓発します。
法定検査の未受検者に対しては、文書指導、現地指導を行います。

【個別方針2 汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処

施策2 安定した収集・運搬の実施

市内で発生する汲取りし尿・浄化槽汚泥を、迅速かつ適正に処理するため、収集・運搬体制の安定化、円滑化を図ります。

- 収集・運搬体制の調整
汲取りし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、引き続き、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により実施します。し尿・浄化槽汚泥の排出量減少に適切に対応して、収集運搬業務の効率性と安定性を確保していきます。
- 収集・運搬の委託業者及び許可業者への指導
汲取りし尿収集運搬委託業者及び浄化槽汚泥許可業者に対して、適正に業務が遂行されるよう、必要に応じて指導、指示を行います。

施策3 安定・効率的な中間処理の実施

- し尿処理施設における安定した中間処理の実施
市内で収集された汲取りし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設から出た汚泥は、山形広域環境事務組合のし尿処理施設(山形広域クリーンセンター)において、安定かつ効率的な中間処理を実施します。
- 搬入量減少に応じたし尿処理施設の運営
山形広域クリーンセンターの設備改修(令和6年3月完成予定)を行い、処理能力を55kℓ/日(現状の1/4)に縮小し、放流先を公共下水道へ変更します。
今後の更なる汲取りし尿等の搬入量の減少にも、設備の運転時間調整により対応していきます。

【目標値】

	R3	R9 中間目標	R14 目標
生活排水処理率 (%)	94.5	96.2	97.4

生活排水処理率は現時点で94.5%と、既に高水準にあります。
これは、公共下水道と農業集落排水処理施設の整備が概ね完了していることに加え、これまで継続してきた補助事業や啓発活動による成果と考えられます。
今後、生活排水処理率が向上し、100%に近づくにつれて、その向上率が鈍ることが予測されます。
従って、目標値を予測値と同様に中間目標年度(令和9年度)で96.2%、目標年度(令和14年度)で97.4%と設定します。
引き続き、生活排水処理率向上が達成できるように、今後は広報活動に更に力を入れるなど、啓発に努めます。

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 市民・事業者・行政の役割 (P62)

本計画の施策の推進にあたり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力して効果的かつ効率的に推進するものとします。

1 市民の役割

- ごみを出さないライフスタイルの定着
- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の実施
- 分別の徹底
- リサイクルルートの活用による、資源物の資源化の推進
- 生活排水処理施設への早期接続
- 浄化槽の適正な維持管理
- 調理くず等の除去、油は拭き取ってから洗う等の排水処理の徹底

2 事業者の役割

- 生産・流通・販売等の各段階での、商品やサービスにごみを生じさせない工夫
- リユース容器や再資源化可能な商品の製造・流通・販売への配慮
- 地域におけるリサイクルルートの更なる整備
- ごみを出さない事業活動の推進
- 調理くず等の除去、油は拭き取ってから洗う等の排水処理の徹底

3 行政の役割

- 施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を推進することで、ごみの減量を推進
- 適正な収集運搬、中間処理・最終処分と環境負荷の軽減
- 老朽化に対応した処理施設の適切な維持管理
- 生活排水処理施設への早期接続の勧奨
- 浄化槽の適正な維持管理の指導
- 施策の必要性や計画の進行状況等の説明

第2節 計画の推進体制 (P64)

山形広域環境事務組合及び構成自治体、山形県、市民団体及び関係機関等と連携、協力し、本計画の施策を推進します。

第3節 計画の進行管理 (P64)

本計画に掲げる目標を達成するため、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的に点検、見直し及び評価を行います。

